

第3次東温市環境基本計画等策定業務（再生可能エネルギーの最大限導入に係る計画策定業務）公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、第3次東温市環境基本計画等策定業務（再生可能エネルギーの最大限導入に係る計画策定業務）（以下本趣旨において「業務」という。）仕様書に定める目的を達成するため、業務を委託する契約の相手方となる事業者を公募型プロポーザルにより選定することに関し、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

（1）業務の名称

第3次東温市環境基本計画等策定業務（再生可能エネルギーの最大限導入に係る計画策定業務）

（2）業務内容

第3次東温市環境基本計画等策定業務（再生可能エネルギーの最大限導入に係る計画策定業務）仕様書のとおり

（3）契約期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

（4）契約上限額

16,049,000円（消費税及び地方消費税含む。）

（内訳）令和7年度 10,450,000円、令和8年度 5,599,000円

（5）業務の期間

ア 令和7年度 とうおんスマートエコタウン計画（区域施策編）

契約締結日から令和8年1月20日（火）まで

イ 令和8年度 環境基本計画・とうおんスマートエコタウン計画（事務事業編）

契約締結日から令和9年3月15日（月）まで

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、下記のとおりとする。

- （1）直近5年以内に、本市と同規模以上の地方公共団体において地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定支援に係る業務を受託、完了した実績を有し、確実に履行できること。ただし、実績は、計画策定に係る本体業務を受託したものに限るものとし、アンケート調査業務や印刷製本業務等、業務の一部のみを受託したものは含まない。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当していないこと。
- （3）対象となる業務について、東温市での競争入札参加資格を有していること。又は「9 提案書等の提出」に記載する提案書の提出期限までに資格を有していること。
- （4）公告日において、愛媛県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者であること。

- (5) 東温市建設工事入札参加資格停止措置要綱（平成19年東温市訓令第39号）に規定する入札参加資格停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

4 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに参加する資格を失う。なお、資格を失った場合には、既に提出された提案書は無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が上記「3 参加資格要件」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が受託候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

5 関係資料等配布方法

(1) 配布資料

- ① 第3次東温市環境基本計画等策定業務（再生可能エネルギーの最大限導入に係る計画策定業務）公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）
- ② 第3次東温市環境基本計画等策定業務（再生可能エネルギーの最大限導入に係る計画策定業務）仕様書（以下「仕様書」という。）
- ③ 第3次東温市環境基本計画等策定業務（再生可能エネルギーの最大限導入に係る計画策定業務）提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）
- ④ 第3次東温市環境基本計画等策定業務（再生可能エネルギーの最大限導入に係る計画策定業務）提案選定評価基準
- ⑤ 第3次東温市環境基本計画等策定業務（再生可能エネルギーの最大限導入に係る計画策定業務）公募型プロポーザル各様式（以下「様式」という。）

(2) 配布方法

東温市ホームページからダウンロードすること。

(3) 配布期間

令和7年5月9日（金）から令和7年5月22日（木）まで

6 プロポーザル参加意向申出書の提出

参加を希望する者は、令和7年5月22日（木）17時（必着）までに、下記①から③の書類を電子メールにより提出すること。参加資格を確認後、令和7年5月23日（金）までに参加資格確認結果通知書及びプロポーザル関係書類提出要請書を電子メールで送付する。

- ① プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
- ② 会社概要（任意様式）
- ③ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定業務の受託実績（任意様式）
 - ・ 直近5年以内の業務経歴などを記載すること。

7 提出先（所管課）

〒791-0292 愛媛県東温市見奈良530番地1
東温市市民福祉部 環境保全課 新エネ推進係
電話：089-964-4415
E-mail：kankyohozen@city.toon.lg.jp

8 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等の内容に不明な点がある場合には、下記により質問表（任意様式）を提出すること。

（1）提出方法

電子メールにより提出すること。その際、件名を「第3次東温市環境基本計画等策定業務公募型プロポーザル質問書」とすること。

（2）提出期間

令和7年5月20日（火）17時まで（必着）

（3）回答方法

質問表及びプロポーザル参加意向申出書の提出のあったすべての者に対し、5月22日（木）まで随時電子メールで回答する。

9 提案書等の提出

プロポーザル参加意向申出書を提出した者は、令和7年5月30日（金）17時（必着）までに、下記①から④の書類を電子メールにより「7 提出先」まで提出すること。

- ① 提案書表紙（様式第5号）
- ② 提案書（任意様式）
 - ・ 仕様書及び作成要領に基づき作成すること。
- ③ 提案書電子データ（PDF）
- ④ 見積書（任意様式）

10 選定方法

提出された書類と提案者からのプレゼンテーションの内容を市職員で構成する評価委員会において評価を行い、最も評価の高い者を受託候補者として選定する。

なお、受託候補者に選定された者が辞退した場合、もしくは「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合は、次点者を受託候補者として選定する。

11 評価基準

「第3次東温市環境基本計画等策定業務（再生可能エネルギーの最大限導入に係る計画策定業務） 提案選定評価基準」のとおりとする。

12 プレゼンテーション（予定）

提案内容を確認するため、プレゼンテーション及び評価委員からの質疑を行う。

（1）実施予定日

令和7年6月6日（金）

（2）実施方法

市役所において対面で実施する。

（3）提案説明（プレゼンテーション）及び質疑応答（ヒアリング）

1事業者あたり30分程度（プレゼンテーション：20分、ヒアリング：10分）

（4）その他

- ・日時、詳細は後日連絡する。
- ・プレゼンテーションは入室から機器のセッティング時間までを含むものとする。
- ・順番は、原則、提案書の受付順とする。
- ・プレゼンテーションに要するスクリーン、プロジェクター、HDMIコードは本市が用意する。各提案者がプレゼンテーションに参加するために必要となるその他の機器及び通信環境等は各提案者が用意すること。

13 主なスケジュール（予定）

公募開始	令和7年5月9日（金）
プロポーザル参加意向申出書の受付期間	公募開始から 令和7年5月22日（木）17時まで
質問の受付期間	公募開始から 令和7年5月20日（火）17時まで
質問への回答期限	令和7年5月22日（木）
提案書等の提出期限	令和7年5月30日（金）17時まで
プレゼンテーション（予定）	令和7年6月6日（金） ※別途連絡
選定結果の通知	令和7年6月10日（火）
契約手続き	令和7年6月下旬

14 その他

- (1) 提案書の作成・提出、プロポーザルへの参加等にかかる一切の経費は提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 提案書提出後の提出書類の変更、差し替えは認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 提案書の著作権は提案者に帰属するが、公表、その他市が必要と認める用途に使用する場合には、受託候補者の提案書の全部又は一部を無償で使用するができるものとする。
- (4) プロポーザル方式に係る情報の基本的な公開基準については、下表のとおりとし、下表に掲げるもの以外については、東温市情報公開条例（平成 16 年東温市条例第 9 号。以下「条例」という。）に準ずるものとする。

【プロポーザル方式情報公開基準】 ○：公開、△：部分公開（注 1）、×：非公開

対象情報 (例示)		契約締結前 (注 2)	契約締結後 (注 3)
提案	プロポーザル参加意向申出書（公募型）	×	○
	提案書、その他提案に係る提出書類	×	△
募集	実施要領・仕様書	○	○
評価委員会	委員名簿	×	○
	議事内容の記録（作成した場合に限る。）（注 4）	×	△
評価結果 (注 5)	受託候補者名	×	△
	提案者名（注 6）	×	△
	採点表（注 7）	×	△

備考

（注 1）「△：部分公開」とは、条例に該当し、特定の個人を識別することができる情報、公にすることにより、当該法人等若しくは当該個人の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報又は契約締結後においても当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報等を除く公開をいう。

（注 2）契約締結前は条例第 7 条第 2 項第 4 号に該当し、選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められたものは、非公開とする。

（注 3）辞退者に係る情報は含まない。

（注 4）発言者が特定されない形で表記することとする。

- (注5) 評価結果は評価委員及び被選定者が特定できない形での公開とする。受託候補者決定後及び契約締結後は、提案事業者に対しては自己の評価結果を情報提供することができる。
- (注6) 申込順で公開することとする。ただし、提案者が二者以下の場合で、公開することで採点と受託候補者以外の提案者名が判明し、当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるときは、受託候補者以外の提案者名を非公開とする。
- (注7) 契約締結前であっても受託候補者決定後は、提案者に対し自己の審査結果を情報提供することができる。